

令和3年度大阪府障がい者委託訓練事業に係る
大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会運営要綱

(目的)

第1条 大阪府障がい者委託訓練事業業務委託の事業者を公募型プロポーザル方式(総合評価一般競争入札方式)により選定するため、大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を実施するにあたり、大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会規則(平成24年規則第144号、以下「規則」という。)に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 委員会は、規則第4条により指名された別表に掲げる委員により実施する。

2 委員会の議事進行は、規則第4条により指名された議長が行うものとする。

3 その他委員会の議事進行に関し必要な事項は、議長が定める。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は、商工労働部雇用推進室人材育成課において行う。

附 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行し、事業者の選定により廃止する。

(別表)

(順不同・敬称略)

所属・職名等	氏名	備考
大阪府社会保険労務士会 副会長	澤田 敏仁	議長
大阪府中小企業家同友会 障がい者部委員	福地 守	
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援 機構大阪支部 大阪障害者職業センター 次長	永岡 靖子	